

GIDWR 岐阜県感染症発生動向調査週報

2015 年第 34 週
(8/17~8/23)

Gifu Infectious Diseases Weekly Report 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

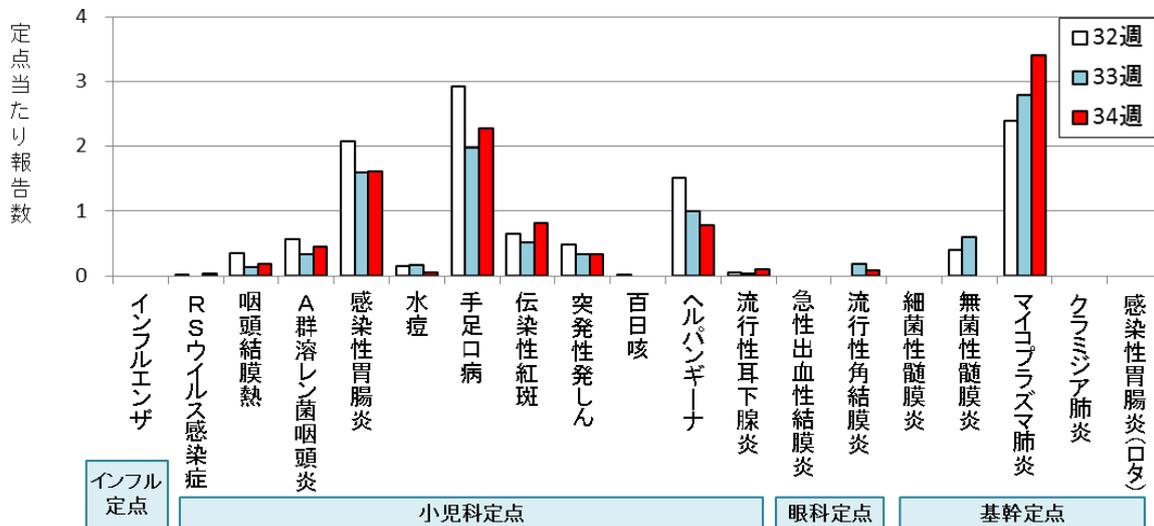
- ◇ 手足口病、伝染性紅斑が再び増加しています。まだしばらくは感染に注意が必要です。
- ◇ 7 月以降、西濃保健所管内でマイコプラズマ肺炎の報告が増加しています。
- ◇ 腸管出血性大腸菌感染症が散発的に発生しています。→トピックス

■ 定点把握対象疾患 (インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所)

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

	疾患名	保健所 (定点当たり報告数)
警報レベル	手足口病	恵那保健所 (3.25)
注意報レベル	なし	—

● 直近 3 週の比較



■ 全数把握対象疾患

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 13 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 2 例 (O157、O121 各 1 例)
- 4 類感染症：なし
- 5 類感染症：アメーバ赤痢 1 例、侵襲性肺炎球菌感染症 1 例、梅毒 1 例

● 2015 年累計

1 類感染症	なし		
2 類感染症	結核	251 例	
3 類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	13 例	腸チフス 1 例
4 類感染症	つつが虫病	1 例	レジオネラ症 19 例
	デング熱	5 例	
5 類感染症	アメーバ赤痢	12 例	侵襲性肺炎球菌感染症 27 例
	ウイルス性肝炎	3 例	水痘 (入院例) 4 例
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8 例	梅毒 8 例
	クロイツフェルト・ヤコブ病	5 例	播種性クリプトコックス症 1 例
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1 例	破傷風 1 例
	後天性免疫不全症候群	16 例	風しん 1 例
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	4 例	麻しん 1 例
	侵襲性髄膜炎菌感染症	3 例	

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。

感染症発生動向調査週報 (IDWR) <http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■トピックス

《腸管出血性大腸菌感染症》

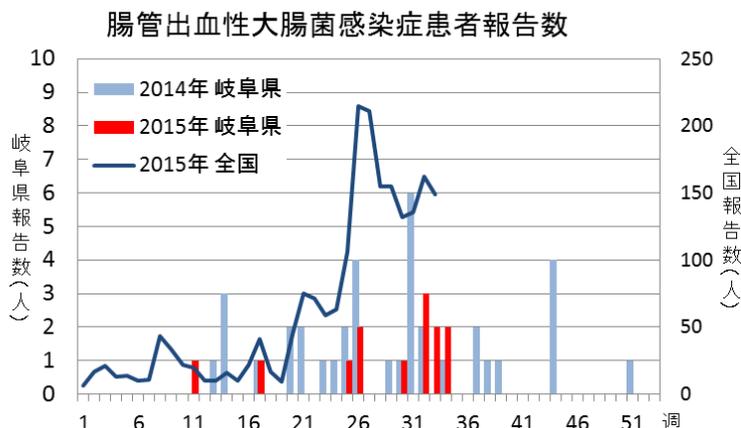
◆ 県内で散発的に発生しています

今年、県内では第34週までに13例の腸管出血性大腸菌感染症患者在報告されています。過去10年間の同時期では最も少ない数となっていますが、第32週以降毎週、散発的に患者が報告されています。

病原菌の血清型は、O157以外にO26、O121が報告されています。

全国では、今年も例年と同じペースで患者が増加しており、6月中旬以降は週に100人を超える患者が報告されています。

年間を通じて発生はありますが、気温の高い時期は特に感染に注意が必要です。



年間患者報告数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年※
岐阜県	85	64	57	37	13
全国	3,939	3,770	4,046	4,153	2,039

※岐阜県:1~34週、全国:1~33週

血清型別患者報告数(岐阜県)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年※
O157	41	34	32	24	5
O26	39	8	18	6	3
O103	2	1	1		
O111		19		1	
O121		1	2	6	5
O145	1		1		
その他・不明	2	1	3		

※第34週まで

◆ 食肉は十分に加熱を

食肉を生または加熱不十分の状態で食べるにより腸管出血性大腸菌に感染することがあります。

食肉は、腸管出血性大腸菌の他にも様々な病原微生物に汚染されていることがあり、鮮度にかかわらず生食は大変危険です。必ず十分に加熱してから食べましょう。

◆ 保育所などでは集団感染に注意しましょう

腸管出血性大腸菌は、患者の便を介して人から人へも感染します(糞口感染)。保育所や幼稚園など乳幼児の集団生活の場では感染が広がりやすく、集団感染を起こすことがあるため注意が必要です。

予防には、用便後や食事前、おむつ交換後の手洗いの徹底、汚物の適切な取扱いや消毒など一般的な感染予防対策が重要です。

乳幼児の場合、家庭内でも感染が拡大しやすいため同様の注意が必要です。

★腸管出血性大腸菌感染症とは

ベロ毒素を産生する大腸菌による感染症で、腹痛・下痢・血便などを主症状とします。多くの場合、3~5日の潜伏期の後、激しい腹痛をともなう頻回の水様便の後に血便となります。有症者の約5%が、溶血性尿毒症症候群(HUS)や脳症などの合併症を起こし、時には死亡することもあります。

★感染症法における取扱い

腸管出血性大腸菌感染症は、感染症法において3類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出なければなりません。届出基準・届出様式はこちら。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/yaku-eisei-kansen/kansensho/hasseidoko/kansenshouhou-kijun.html> (保健医療課 HP)

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/hokekan/kansensyo/>